

名称：社会医療法人財団慈泉会の研究活動における不正防止に関する基本方針	初回施行日：2025/9/1
番号：J0-072	文書管理者：医学研究センター特任センター長
版：第1版	決定者：最高経営責任者

社会医療法人財団慈泉会の 研究活動における 不正防止に関する基本方針

決定者：



名称：社会医療法人財団慈泉会の研究活動における不正防止に関する基本方針	初回施行日：2025/9/1
番号：J0-072	文書管理者：医学研究センター特任センター長
版：第1版	決定者：最高経営責任者

□ 規程の立案－決定プロセス

決定者	最高経営責任者
承認者	法人経営会議議長
審議（会議）	法人経営会議、医学研究センター会議
検討（委員会）	—
文書管理者	医学研究センター特任センター長
協働作成者	—
文書立案者	医学研究センター主任

□ 分類

第I分類（事業体名）	慈泉会 (J)
第II分類	組織関連 (O)
第III分類	組織管理

□ 制定・改定・更新履歴

年月日	版	内容
2025/9/1	初	制定

名称：社会医療法人財団慈泉会の研究活動における不正防止に関する基本方針	初回施行日：2025/9/1
番号：J0-072	文書管理者：医学研究センター特任センター長
版：第1版	決定者：最高経営責任者

1. 目的

1.1 文部科学大臣が決定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、研究活動における不正行為および研究費の不正使用等を防止するために、本基本方針を定め、慈泉会（以下当会）内外に公表するため。

2. 適用範囲

2.1 本規程の適用範囲を以下とする。

(適用) 事業体	慈泉会
(適用) 部署	上記の全部署
(適用) 職種	上記の全職種

3. 定義

なし

4. 方針

- 4.1 責任体系として、「最高管理責任者」、「統括管理責任者」および「コンプライアンス推進責任者」、「研究倫理教育責任者」を置く。
- 4.2 最高管理責任者は、公的研究の運営・管理について最終責任を負う者として理事長と定める。
- 4.3 最高管理責任者を補佐し、公的研究の運営・管理全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者として、医学研究センター特任センター長と定める。また、統括管理責任者は、研究倫理教育責任者を兼ねるものとする。
- 4.4 当会における公的研究の運営・管理について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者として、医学研究センター研究支援課主任を定める。
- 4.5 公的研究費等の不正使用防止、および適正管理対策を推進するため、最高管理責任者の下に不正防止計画推進委員会を置く。
- 4.6 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備
 - 4.6.1 コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）
 - 1) コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、自己の管理監督または指導する機関における研究倫理教育、不正行為の防止の管理を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告する。また、適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
 - 2) コンプライアンス推進責任者は、①における教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施し、各関係者の意識の向上を図る。

名称：社会医療法人財団慈泉会の研究活動における不正防止に関する基本方針	初回施行日：2025/9/1
番号：J0-072	文書管理者：医学研究センター特任センター長
版：第1版	決定者：最高経営責任者

4.6.2 ルールの明確化・統一化

- 1) 公的研究費等の運営・管理に係わる全ての関係者にとってわかりやすいルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離や、適切なチェック体制の保持について点検をし、必要に応じて見直しを行う。
- 2) 実際の業務と職務分掌の乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。業務分担の実態と職務規程等が乖離し、責任の所在が曖昧にならないよう、必要に応じて適切に見直す。
- 3) 公的研究の運営・管理に関わる全ての関係者に対して「社会医療法人財団慈泉会における研究活動上の行動規範」を策定し、「誓約書（様式1）」の提出を求める。

4.6.3 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

- 1) 当会内外からの告発等を受け付ける窓口を設置する。また、不正に関わる情報が、窓口の担当者から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。
- 2) 「公的研究の不正に係る調査に関する規程」を制定する。

4.7 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- 4.7.1 不正防止計画の推進を担当する者を医学研究センター研究支援課（以下研究支援課）に置く。
- 4.7.2 研究支援課は、統括管理責任者とともに当会全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等）を策定・実施し、実施状況を確認する。
- 4.7.3 研究支援課は、不正防止計画推進委員会との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。
- 4.7.4 最高管理責任者が決定する本方針に基づき、統括管理責任者および研究支援課は、当会全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。
- 4.7.5 不正防止計画の策定にあたっては、把握した不正を発生させる要因に対応を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて隨時見直しを行い、効率・適正化を図る。

5. 規則

5.1 研究費の適正な運営・管理活動

- 5.1.1 財務・経理課は、公的研究費の使用時（発注段階等）に支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。
- 5.1.2 取引業者に対して、不正取引に關与した際の処分方針を定め、周知徹底し、

名称：社会医療法人財団慈泉会の研究活動における不正防止に関する基本方針	初回施行日：2025/9/1
番号：J0-072	文書管理者：医学研究センター特任センター長
版：第1版	決定者：最高経営責任者

当会で規程した誓約書（様式2）の提出を求める。

- 5.1.3 発注、検収業務は研究者本人が直接行わず、購入申請手順（BS-201）における購入申請書に基づいて申請する。購入申請書の「申請理由」には「公的研究費使用による購入」と明記し、記載内容は研究支援課を含めた関係部署が確認し、部署長の確認・承認のうえ、購買管理課に申請する。
- 5.1.4 公的研究費を用いた一連の活動（物品購入、出張、非常勤雇用者の雇用等）については、研究者は研究支援課を含めた関係部署に報告し、情報を共有する。
- 5.1.5 換金性の高い物品については適切に管理するため、物品の所在がわかるよう記録し、番号シールを貼って設置する。研究期間中は医学研究センター研究支援課が1年に1度設置状態のチェックを行う。また、研究終了時の処分等処理方法を決めておく。

6. 教育

- 6.1 研究支援課は全ての研究者に対して、本規程および購入申請手順、診療部研究費管理規程を確認のうえ申請を行うよう周知を行う。

7. 関連法規・指針・ガイドライン・参考等

- 7.1 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改定 文部科学大臣決定）
- 7.2 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）

8. 関連業務規定

- 8.1 診療部研究費管理規程（BS-246）
- 8.2 購入申請手順（BS-201）
- 8.3 医療法人財団慈泉会における公的研究費による研究実施規程
- 8.4 社会医療法人財団慈泉会における研究活動上の行動規範

9. 様式・申請書・記録用紙等

- 9.1 誓約書（様式1）
- 9.2 誓約書（様式2）

名称：社会医療法人財団慈泉会の研究活動における不正防止に関する基本方針	初回施行日：2025/9/1
番号：J0-072	文書管理者：医学研究センター特任センター長
版：第1版	決定者：最高経営責任者

様式 1

誓約書

慈泉会
最高経営責任者 殿

私は、自身が関与する公的研究費等による研究課題の推進にあたり、文部科学省の公開しているコンプライアンス教育を受講および、関連する資料を受領し、内容を理解した上で、以下の事項を確認しました。

1. 社会医療法人財団 慈泉会の定める関連規程等や公的研究費等の配分機関の定めるルールを遵守すること
2. 公的研究費等の不正使用や研究上の不正行為を行わないこと
3. 関連規程等に違反して、不正使用や不正行為を行った場合は、社会医療法人財団 慈泉会や公的研究費等の配分機関による処分及び法的な責任を負担すること

20 年 月 日

所 属 _____

職 名 _____

氏 名（自署）_____

名称：社会医療法人財団慈泉会の研究活動における不正防止に関する基本方針	初回施行日：2025/9/1
番号：J0-072	文書管理者：医学研究センター特任センター長
版：第1版	決定者：最高経営責任者

様式2

誓約書

当社（当法人）は、医療法人財団慈泉会（以下慈泉会）との公的研究費に関する取引にあたり、下記事項について遵守することを誓約致します

1. 慈泉会の定める関連規程等や公的研究費等の配分機関の定めるルールを遵守し、いかなる不正・不適切な契約を行わないこと
2. 慈泉会における内部監査、その他調査等において、取引帳簿等の閲覧、提出等の要請に応じること
3. 慈泉会との取引にあたり、当社（当法人）に不正に関与したと認められた場合は、いかなる処分を講じられても意義がないこと
4. 慈泉会の職員・関係者から不正な行為の依頼等があった場合には、慈泉会の相談窓口に通報すること

20 年 月 日

社会医療法人財団慈泉会 最高経営責任者 殿

(社名)

(代表者役職・氏名)

印